

# ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

## 人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「人権に関するさまざまな情報」についてお伝えします。

### 北朝鮮による拉致問題

1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局に多くの日本人が拉致されました。これは、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権問題です。

現在、政府は17人の日本人を拉致被害者として認定していますが、その他にも、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多く存在します。熊本市出身の松木薫さん（拉致当時（26歳）も拉致被害者に認定されています。

平成14（2002）年10月に5人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、その後10年以上経過した現在も多くの被害者は拉致されたままであり、いまだに問題は解決していません。

平成18（2006）年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国および地方公共団体の責務として、この問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。また平成23（2011）年には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局に拉致問題等」が盛り込まれました。

被害者やその家族が置かれた状況を踏まえると、問題解決にはもはや一刻の猶予もありません。

被害者のご家族などは、100万人署名活動や国民大集会の開催をはじめ、全力で救出活動に取り組んでいます。

熊本県においても、平成25（2013）年6月13日（木）熊本市中央区の大通商店街で、北朝鮮による拉致被害者の支援団体「救う会熊本」が、この日で60歳となる松木薫さんの誕生日にあわせて、救出を訴える署名運動を行いました。

松木さんは、スペイン留学中の昭和55（1980）年に消息を絶ち、その後、北朝鮮にいたことが判明していますが、平成14（2002）年に北朝鮮から遺骨が日本政府に引き渡されました。しかし、その後の鑑定の結果、別人のものと断定されました。松木さんの姉、斉藤文代さんは「92歳の母は何もわからなくなりしましたが、薫のことだけは返事をします。帰ってくるまで応援してください」と支援を呼びかけました。

国民一人ひとりが拉致問題を自分自身の問題として考え、さまざまな行動に参加するなどの行動が、問題解決に向けた大きな力となります。

### 親子関係・国籍

日本人と外国人との間に生まれた子どもで、親から認知されないため無国籍になるという問題も生じています。こうしたことは、国際化の進展に伴う新たな人権問題です。

法的には婚姻関係にない男女の間に生まれた婚外子（非嫡出子）については、法定相続分をはじめ婚内子（嫡出子）との間に違いがあることを巡りさまざまな意見がありました。両親が結婚しているかどうかで子どもが相続できる遺産に差を設けている民法の規定（婚外子は婚内子の半分しか遺産を相続できない）について、最高裁判所大法廷は、平成25（2013）年9月4日に「社会が変化し、家族の多様化が進むなかで、結婚していない両親の子どもを差別する根拠は失われた」と指摘し、「憲法に違反する」という初めての判断を示しました。このことは、みずから婚外子という立場を選ぶことも取り消すこともできない子どもに対する差別をなくすことにつながると思われます。

このほかにも、生命技術の進歩による代理出産の親子関係などの問題も提起されています。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。